

令和4年12月 7日

三小同窓会実行委員会規約

- 第1条（名称） 本会は、「三小同窓会実行委員会」と称し、事務局を三鷹中央学園三鷹市立第三小学校（三鷹市上連雀4-12-3）に置く。
- 第2条（目的） 本会は「第三小学校同窓会」の活動に基づき事務的な手続きを行い、第三小学校の教育活動に貢献する。
- 第3条（活動内容） 本会の活動は、下記の通りである。
- ・毎年、卒業生の保護者から任意で徴収する1,000円の寄付金を管理する。
 - ・卒業年度の次の年度に教育活動に活用できる物品を購入し、第三小学校に寄贈する。
 - ・周年行事のための予算を管理する。
 - ・年度の収支明細を明らかにし、第三小学校のホームページ上で公開する。
- 第4条（構成） 本会は、「第三小学校同窓会」の活動について事務手続きを行う実行委員会とし、会長1名、会計1名、会計監査1名で構成する。
- 第5条（任期） 本会会員の任期は定めず、退任時には候補者を募集する。
- 第6条（相談役） 本会の相談役は、三鷹中央学園三鷹市立第三小学校の現任の校長とする。
- 第7条（事務局） 本会の事務局アドバイザーを三鷹中央学園三鷹市立第三小学校の現任の副校長とする。
- 第8条（総会） 年に一度、実行委員会として相談役、アドバイザーを含め総会を開催し、その年度の活動計画、収入、支出計画、物品購入計画を検討する。
- 第9条（情報開示） 年度の収支決算が決まった時点で、会計監査を行い、第三小学校のホームページ上で収支明細を開示する。
- 第10条（設立） 本会の設立は令和4年12月7日とし、本規約もこの日より執行する。